



発行 東京都

目次

103

規程（交）

- 東京都都営交通無料乗車券発行規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー連絡定期乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局記念乗車券規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程……………五

規程（交）

●交通局規程第二十六号

東京都都営交通無料乗車券発行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十月三十一日

東京都交通局長 山手 斉

東京都都営交通無料乗車券発行規程の一部を改正する規程

東京都都営交通無料乗車券発行規程（昭和三十九年交通局規程第四十二号）の一部を

次のように改正する。

第十三条第二項中「次のとおり」を「一箇月、三箇月又は六箇月」に改め、同項各号を削る。

附則

この規程は、平成三十年十一月一日から施行する。

●交通局規程第二十七号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十月三十一日

東京都交通局長 山手 斉

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程（昭和五十二年交通局規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号を次のように改める。

一 第七条第一号に掲げる発売場所において発売する共通一日乗車券

表

**都営まるごときっぷ**

有効日 **0000-0-0** まで

都電/都バス/都営地下鉄  
日暮里・舎人ライナー 1日乗車券

大人 **700円** 営業所

有効期限 **0000.00.00** から  
**0000.00.00** まで

・上記表示の都営交通に、券面に表示された有効日に限り自由に乗り降りできます。(深夜バス及びその他交通局規程で定める運行系統を除く。)

・乗降の際は、有効日の印字がある面を係員に提示してください。

・「都営まるごときっぷ」で、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーをご利用の際は、自動改札機をお通りください。

・未使用の乗車券に限り、お買い求めの窓口・駅で払戻しができます。この場合は、所定の手数料がかかります。

※都バス・都営車内で発売した乗車券は払戻しできません。

**東京都交通局**

備考

一 小児用は、券面表面に小児と表示する。

二 裏面は図柄とし、必要に応じて変更することがある。

第六条第一号中「最初に」の下に「電車又は乗合自動車に」を加え、「乗車する月の銀色のシール部分を削り、共通一日乗車券のB片を切り離して、これを係員に引き渡す。」を「運賃機による改札を受け、最初に地下高速電車又は日暮里・舎人ライナーに乗車する際に自動改札機による改札を受ける。」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第七条第一号カからケまでを削り、同条第四号中「、東京都電車の車内、東京都地下高速電車の駅及び東京都日暮里・舎人ライナーの日暮里駅」を「及び東京都電車の車内」に改める。

第十条中「第四条」を「これらの不正使用が乗合自動車で生じた場合にあっては第四条に定める運賃及びその同額の増運賃を、乗合自動車以外で生じた場合にあっては同条」に、「割増運賃」を「増運賃」に改める。

附則

- 1 この規程は、平成三十年十一月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に発売した東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券(以下「共通一日乗車券」という。)で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、その有効日に限り、使用することができる。
- 3 この規程による改正前の東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程第五条第一号の様式の共通一日乗車券は、公益財団法人東京都歴史文化財団が発売する「東京・ミュージアムぐるっとパス二〇一八」とともに発売する場合に限り、平成三十一年一月三十一日まで発売することができる。
- 4 前項の規定により発売した共通一日乗車券については、平成三十一年三月三十一日まで使用することができる。

●交通局規程第二十八号

東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十月三十一日

東京都交通局長 山手 齊

東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程(平成三十年交通局規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「第三条」を「同条各号に規定する事由が乗合自動車で生じた場合にあっては第三条に定める旅客運賃及びこれと同額の増運賃を、乗合自動車以外で生じた場合にあっては同条」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、旅客に悪意がなく、かつ、その証明ができる場合は、増運賃を収受しないことができる。

附則

この規程は、平成三十年十一月一日から施行する。

●交通局規程第二十九号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー連絡定期乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十月三十一日

東京都交通局長 山手 斉

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー連絡定期

乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー連絡定期乗車券の発売等に関する規程（昭和六十三年交通局規程第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号を次のように改める。

一 東京都電車及び東京都乗合自動車連絡定期乗車券

通勤定期乗車券及び通学定期乗車券（一箇月、三箇月及び六箇月）

ア プラスチック式

表

No.000000

**都電 連絡定期乗車券**  
都電荒川線全線  
都営バス区部全線

有効期限  
**0000, 00.00** まで  
0000円 様 歳 営業所  
東京都交通局 0000.00.00 から  
0000.00.00 発行

裏

- 1 乗車（多摩地区の場合は降車）の際は、本券を係員にはっきりお見せください。
  - 2 本券は記名人に限り使用できます（持参人式定期乗車券適用のものを除く。）。
  - 3 通学定期乗車券を使用する場合は、身分証明書を携帯し、係員から請求があるときは、いつでもお見せください。
  - 4 指定区間が表示されているものは、券面に表示された指定区間に限り使用できます。
  - 5 東京都区部全線定期券については、深夜バスその他交通局規程で定める運行系統を除く、東京都区内の都営バスに限り乗車できます。
  - 6 次のような場合は、乗車券を無効として回収し、普通旅客運賃及び増運賃を頂きます。  
 (1) 使用資格、氏名、年齢、乗車区間その他の事実を偽って購入して使用したとき。  
 (2) 記名人以外の方が使用したとき（持参人式定期乗車券適用のものを除く。）。  
 (3) 適用期間外に使用したとき。  
 (4) 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用したとき。  
 (5) その他不正乗車的手段として使用したとき。
  - 7 券面表示事項が不鮮明となった場合は、再交付取扱窓口で再交付を受けてから御使用ください。
  - 8 本券を紛失した場合は、再発行いたしません。
- 東京都交通局

表

No 0123456

都電・都営バス  
**連絡定期乗車券**  
都電荒川線全線  
都営バス都区部全線

日まで

様 歳

① \_\_\_\_\_

東京都交通局

円

年 月 日から  
年 月 日発行

小 中 通  
児 学 学 勤

イ  
紙式

備考

- 一 大人用通学定期乗車券は、券面表面に学と表示する。
- 二 中学生用通学定期乗車券は、券面表面に中と表示する。
- 三 小児用通学定期乗車券は、券面表面に小と表示する。
- 四 特殊割引通学定期乗車券は、券面表面に特と表示する。
- 五 特殊割引通学定期乗車券（大人用）は、券面表面に学特と表示する。
- 六 特殊割引通学定期乗車券（中学生用）は、券面表面に中特と表示する。

裏

備考

- 1 乗車（多摩地区の場合は降車）の際は、本券を係員にはっきりお見せください。
- 2 本券は記名人に限り使用できます（持参人式定期乗車券通用のものを除く。）。
- 3 通学定期乗車券を使用する場合は、身分証明書を携帯し、係員から請求があるときは、いつでもお見せください。
- 4 指定区間が表示されているものは、券面に表示された指定区間に限り使用できます。
- 5 東京都都区部全線定期券については、深夜バスその他交通局規程で定める運行系統を除く、東京都区内の都営バスに限り乗車できます。
- 6 次のような場合は、乗車券を無効として回収し、普通旅客運賃及び増運賃を頂きます。
  - (1) 使用資格、氏名、年齢、乗車区間その他の事実を偽って購入して使用したとき。
  - (2) 記名人以外の方が使用したとき（持参人式定期乗車券通用のものを除く。）。
  - (3) 適用期間外に使用したとき。
  - (4) 券面表示事項を塗り消し、又は変更して使用したとき。
  - (5) その他不正乗車の手段として使用したとき。
- 7 券面表示事項が不鮮明となった場合は、再交付取扱窓口で再交付を受けてから御使用ください。
- 8 本券を紛失した場合は、再発行いたしません。

東京都交通局

発行場所 \_\_\_\_\_

備考

- 一 大人用通学定期乗車券は、券面表面に学と表示する。
- 二 中学生用通学定期乗車券は、券面表面に中と表示する。
- 三 小児用通学定期乗車券は、券面表面に小と表示する。
- 四 特殊割引通学定期乗車券は、券面表面に特と表示する。
- 五 特殊割引通学定期乗車券（大人用）は、券面表面に学特と表示する。
- 六 特殊割引通学定期乗車券（中学生用）は、券面表面に中特と表示する。

第十四条中「交通局長」を「自動車部長」に改める。

附則

- 1 この規程は、平成三十年十一月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に発売した連絡定期乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中なお引き続き使用することができる。

●交通局規程第三十号

東京都交通局記念乗車券規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十月三十一日

東京都交通局長 山手 斉

東京都交通局記念乗車券規程の一部を改正する規程

東京都交通局記念乗車券規程（昭和六十年交通局規程第四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「回収し、」の下に「これらの不正使用が乗合自動車で生じた場合にあっては当該記念乗車券の運賃及びこれと同額の増運賃を、乗合自動車以外で生じた場合にあっては」を加え、「割増運賃」を「増運賃」に改める。

附則

この規程は、平成三十年十一月一日から施行する。

●交通局規程第三十一号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十月三十一日

東京都交通局長 山手 斉

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程（昭和六十三年交通局規程第八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「当該」を「これらの不正使用が乗合自動車で生じた場合にあっては第三条に定める旅客運賃及びこれと同額の増運賃を、乗合自動車以外で生じた場合にあっては同条に定める」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、旅客に悪意がなく、かつ、その証明ができる場合は、増運賃を収受しないことができる。

附則

この規程は、平成三十年十一月一日から施行する。

●交通局規程第三十二号

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成三十年十月三十一日

東京都交通局長 山手 斉

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都電車条例施行規程（昭和三十九年交通局規程第三十七号）の一部を次のように改正する。

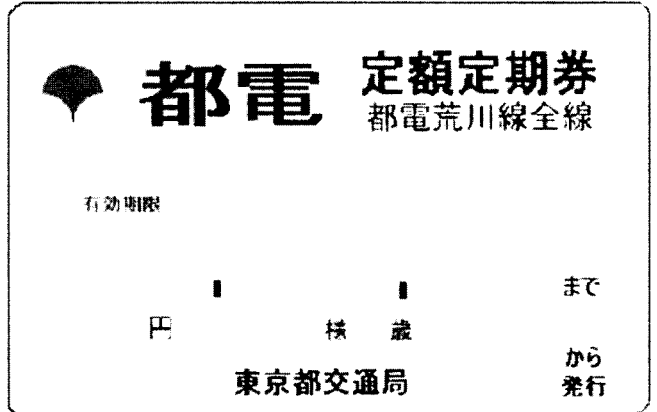
第十一条第二項第一号中「氏名、年齢及び性別」を「氏名及び年齢」に改める。

第十三条第一号ホを次のように改める。

ホ 通勤定期乗車券（電車内以外の場所における発売用）

(イ) 磁気券

表

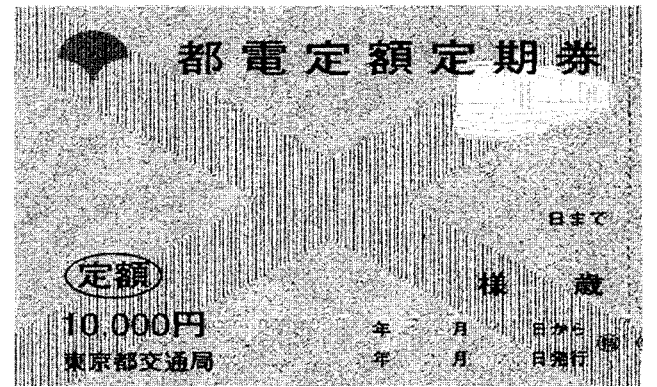


裏

- 乗車の際は、必ず本券を係員にご提示ください。
  - 本券(持参人が使用することができるものとして発売した定期乗車券を除く)は記名人に限り使用できます。
  - 通学定期乗車券を使用する場合は、身分証明証を携帯し、係員から請求があるときはいつでもお見せください。
  - 次のような場合は、乗車券を無効として回収し、普通旅客運賃及び増運賃を頂きます。
    - 使用定格、氏名、年齢、その他の事実を偽って購入して使用したとき。
    - 記名人以外の方(持参人が使用することができるものとして発売した定期乗車券を所持する者を除く)が使用したとき。
    - 通用期間以外に使用したとき。
    - 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用したとき。
    - その他不正乗車の手段として使用したとき。
  - 券面の表示事項が不鮮明となった場合は、発売所で書き換えてからご使用ください。
  - 本券を紛失された場合は、再発行いたしません。
  - 通用期間が経過したり、ご不用になったときは、お手数でも最寄りの発売所にお返しください。
- 東京都交通局

(ロ) 備考 特殊割引用は、券面表面に「特」と表示する。紙券

表

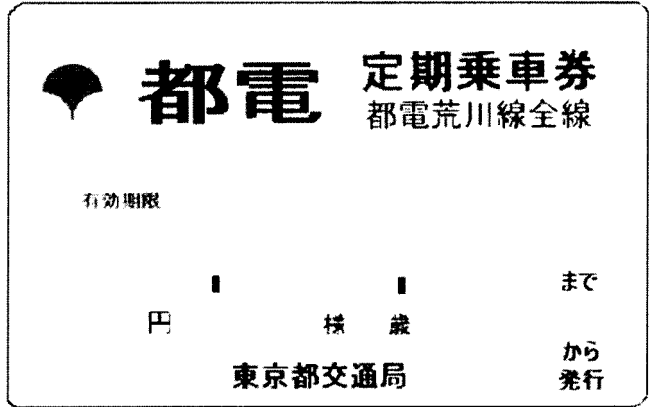


裏

- 乗車の際は必ず本券を係員にご提示ください。
  - 本券は持参人ご一名様に限りとなたでもご使用になれます。ただし、割引定期券の場合は、記名人に限ってのご使用となります。
  - 次のような場合は、乗車券を無効として回収し、普通旅客運賃及び増運賃をいただきます。
    - 券面の表示事項を塗り消し、又は改変して使用したとき。
    - 通用期間以外に使用したとき。
    - その他不正乗車の手段として使用したとき。
  - 券面の表示事項が不鮮明となった場合は、荒川電車営業所で書き換えてからご使用ください。ただし、車内ではお取り扱い出来ません。
  - 本券を紛失された場合は、再発行いたしません。
  - 通用期間が経過したり、ご不用になったときは、お手数でも最寄りの発売所にお返しください。
  - 紛失された場合の連絡上の便のため、下記事項をご記入ください。
- |     |        |
|-----|--------|
| 氏名  | 電話 ( ) |
| 住所  |        |
| 勤務先 | 電話 ( ) |
| 発売所 |        |
- N00000000

備考 特殊割引用は、券面右の断片を切り取る。第十三条に次の一号を加える。四 通勤・通学定期乗車券(電車内以外の発売場所(佐野印房(町屋駅前)を除く。 )における定期乗車券発行機による発売用)

表



裏

- 1 乗車の際は、必ず本券を係員にご提示ください。
  - 2 本券（持券人が使用することができるものとして発売した定期乗車券を除く。）は記名人に限り使用できます。
  - 3 通学定期乗車券を使用する場合は、身分証明証を携帯し、係員から請求があるときはいつでもお見せください。
  - 4 次のような場合は、乗車券を無効として回収し、普通旅客運賃及び増運賃をいただきます。
    - (1) 使用定格、氏名、年齢、その他の事実を偽って購入して使用したとき。
    - (2) 記名人以外の方（持券人が使用することができるものとして発売した定期乗車券を所持する者を除く。）が使用したとき。
    - (3) 通期期間以外に使用したとき。
    - (4) 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用したとき。
    - (5) その他不正乗車の手段として使用したとき。
  - 5 券面の表示事項が不鮮明となった場合は、発売所で書き換えてからご使用ください。
  - 6 本券を紛失された場合は、再発行いたしません。
  - 7 通期期間が経過したり、ご不用になったときは、お手数でも最寄りの発売所にお返しください。
- 東京都交通局

備考

- 一 通学定期乗車券（大人用）は、券面表面に「学」と表示する。
- 二 通学定期乗車券（中学生用）は、券面表面に「中」と表示する。
- 三 通学定期乗車券（小児用）は、券面表面に「小」と表示する。
- 四 特殊割引通学定期乗車券は、券面表面に「特」と表示する。
- 五 特殊割引通学定期乗車券（大人用）は、券面表面に「学特」と表示する。
- 六 特殊割引通学定期乗車券（中学生用）は、券面表面に「中特」と表示する。
- 七 特殊割引通学定期乗車券（小児用）は、券面表面に「小特」と表示する。
- 八 通学学期定期額定期乗車券（大人用）は、券面表面に「学」及び「学期」と表示する。
- 九 通学学期定期額定期乗車券（中学生用）は、券面表面に「中」及び「学期」と表示する。
- 十 通学学期定期額定期乗車券（小児用）は、券面表面に「小」及び「学期」と表示する。

と表示する。

十一 特殊割引通学学期定期額定期乗車券（大人用）は、券面表面に「学」、「学期」及び「特」と表示する。

十二 特殊割引通学学期定期額定期乗車券（中学生用）は、券面表面に「中」、「学期」及び「特」と表示する。

十三 特殊割引通学学期定期額定期乗車券（小児用）は、券面表面に「小」、「学期」及び「特」と表示する。

十四 通学定期乗車券及び備考一から備考七までの乗車券については、券面表面に一箇月用は「①」と、三箇月用は「③」と、六箇月用は「⑥」と表示する。

第十九条の表定期乗車券（特殊割引定期乗車券を除く。）の項中「通学定期乗車券及び通学定期乗車券に限る」を「通勤定期額定期乗車券及び通学学期定期額定期乗車券を除く」に改める。

第二十一条第二項中「次のとおりとする」を「別に定める」に改め、様式を削る。

第三十一条第二項中「次の」を「別に定める」に改め、様式を削る。

第五十一条第三項中「次の」を「別に定める」に改め、様式を削る。

附則

この規程は、平成三十年十一月一日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001